

令和7年4月15日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

医療法第25条第1項に基づく立入検査時の医療従事者の資格確認について

平素は本会活動の推進に際し、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり、大阪府から周知依頼がありました。

標記については、保健所で原本照合を受けた医療従事者免許証の写しにより確認が行われております。しかし、近年、立入検査項目数の増加等に伴い医療機関の受検準備の負担も増加しており、負担軽減を図りつつ適正に検査を実施するため、下記のとおり確認方法を見直すとのことです。

なお、標記立入検査以外の手続きにおける医療従事者の資格確認については、これまでどおり保健所での原本照合が必要です。

貴会におかれましてもご了知いただき、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

1 立入検査における医療従事者免許証の確認方法について

原則として、全て原本での確認が望ましいが、免許証の写しに開設者若しくは管理者の原本照合があるもの又は医師資格証の提示についても可とする。

「免許証の写しに開設者若しくは管理者の原本照合があるもの」は、適正に保管する等し、検査者からの求めに応じ、直ちに提示できるようにすること。

また、医療機関における原本照合時の手順、確認者、確認方法については、記録しておくことが望ましい。

2 その他

- (1) 従前の「保健所で原本照合を受けた免許証の写し」の提示でも差し支えない。
- (2) 今後も保健所での原本照合の希望は妨げない。
- (3) 無資格者の従事等がないよう、適切な手順により資格を確認すること。
- (4) 医療機関においては、引き続き、医療従事者数を適正に管理すること。

本件に関する問い合わせ先

06-6941-0351 (大阪府 保健医療企画課 医事グループ 施設担当)

【担当】大阪府医師会 地域医療課  
(TEL:06-6763-7012)